

1. 流域治水協議会に関する取組

荒川水系（東京ブロック）取組事例紹介②
「民間等集合住宅の一時避難協定締結」の推進（足立区）

令和6年3月7日

『民間等集合住宅の一時避難協定』

2.被害対象を減少させるための対策

(水害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫)

④避難施設等の整備、確保(避難路、避難所等)

※別紙「各対策のバーチャート」における分類

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例

平成30年3月28日
足立区条例第15号

(安全で安心な生活環境対策)

第25条 建築主は、地上4階建て以上のマンションを建築する場合は、水害時の避難場所としての当該建築物の活用について、区と協議するものとする。

協議案内

集合住宅を計画する事業者の皆さま

「足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例」の第25条に伴い、足立区災害対策課と協議を行い、区の災害対策にご協力をお願いいたします。

水害時に一時避難施設として、

区と災害協定を締結していただけますか？

- 集合住宅内に、水害時に近隣住民が避難できるスペース（集会室など）が100㎡程度あり、想定される浸水深より上にありますか？
- 水害時に近隣住民を避難させるために、上記スペースを区職員なしでも開放できますか？
- 備蓄を置くスペースはありますか？
- 事業者様又は開発組合様・管理組合様にて、区と災害協定を締結していただくことはできますか？

| | |
|------|-------|
| 建築場所 | 受付番号 |
| 建築名称 | - |
| 協議者名 | 協議日 |
| 電話番号 | 年 月 日 |

※開発指導課へ建築計画書を提出する際に、本紙添付をお願いいたします。

【問合せ先】足立区 総合防災対策室災害対策課 電話：03-3880-5836

上記の災害協定は難しいが、集合住宅内の共用部分（廊下など）を、水害時に近隣住民の緊急的な避難のために提供していただけるという場合は、「**クイック退避建物**」としてのご協力を区内各地域の警察署でお願いいたします。

区は、区内警察署と連携し、クイック退避建物として協力していただける建物に対し備蓄物品を配備しています。

「クイック退避建物」とは

豪雨により河川の氾濫等が発生し、家屋などへ浸水又は浸水の恐れがある際に、高層建物（対象は5階以上）の廊下・屋上などの共用部分を、近隣の住民に対し緊急的な一時退避場所として提供する「命を守る施設」をいいます。

『足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例』の手引き

本条例の改正は、令和4年4月1日から施行

| | |
|--|---|
| <p>集会室等の設置 [第22条]</p> <p>■独立した集会室を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー形式住戸50戸以上100戸未満 30㎡以上 ・ファミリー形式住戸100戸以上300戸未満 60㎡以上 ・ファミリー形式住戸300戸以上 100㎡以上 <p>※企業等の寮との複合施設で、以下の条件を満たす共用室を設ける場合は、共用室を集会室としてみなすことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造上共有できるもの ・共用室面積が上記の面積以上であること | ファミリー世帯住戸が50戸以上のワンルームマンション |
| <p>雨水流出抑制 [第24条]</p> <p>■綾瀬川・中川流域 注は、貯留方式および浸透方式による雨水流出抑制設備を設けること。</p> <p>■荒川流域 注は、貯留方式および浸透方式による雨水流出抑制設備を設けるよう努めること</p> | 敷地面積が500㎡以上の場合 <small>注 流域区分は「雨水流出抑制施設設置基準」の別紙1を参照</small> |
| <p>安全で安心な生活環境対策 [第25条]</p> <p>■地上4階建て以上の場合、当該建築物を水害時における避難場所としての活用について、災害対策課と協議すること。</p> <p>■防犯設計ガイドラインについて危機管理課と協議し、防犯に配慮したワンルームマンションとするよう努めること。</p> | すべてのワンルームマンション |

災害協定締結実績

- ・北千住高層マンション
- ・綾瀬高層マンション
- など